

## 介護保険料の算定誤りについて

介護保険料の特別徴収(年金から介護保険料を天引きすること)において、一部に誤りがあったことが判明しました。

### 【誤りの内容】

介護保険システムの委託会社である民間企業において、プログラムの設定誤りによる介護保険料の計算誤りがあったことによるもの。

①本来8月に行うべき保険料段階を決定するための所得判定を4月に行ったこと。

②所得判定の際に、合計所得金額から分離譲渡所得に係る特別控除額を控除すべきところ、控除前の額で計算したこと。

(正)4、6、8月の保険料段階は2月と同じ

(誤)4月の保険料段階は2月と同じ

6、8月の保険料段階は分離譲渡所得額を加えた所得額により算定された保険料段階

※6月の特別徴収で本来の徴収額より多く徴収される額 1,500～9,400円

### 【対象者】

97人(全員年金からの特別徴収者)

### 【対象者への通知】

4～8月の特別徴収金額の通知に謝罪文を同封し、6月3日に発送予定。

### 【対応】

6月の特別徴収で本来の徴収額より多く徴収される金額を8月の特別徴収額で調整(減額)します。

### 【今後の対策】

今後、委託会社への指導及び連携を徹底すると共に、市のチェック機能の向上を図り再発防止に努めてまいります。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 高齢福祉課 担当:介護G 海老澤

電話番号: 0296-77-1101 ファックス番号:0296-77-1162 e-mail:korei@city.kasama.lg.jp